

(別添 3)

令和 8 年度尾瀬国立公園におけるニホンジカ誘引捕獲実証試験等業務
に関する企画書等審査基準及び採点表

企画書 作成項目		審査項目		審査基準		配点	採点
						小計	
業務に対する 理解度 (様式 A)		業務に対する理解度		・ 企画書が全体として仕様書骨子を遵守しており、業務目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。 ・ 業務目的及び業務内容の理解の程度に応じて加点。	10		
業務の実施方法等の 提案 (様式 B)		試験	誘引捕獲の実証試験実施内容	・ 実証試験実施計画において定める事項に、盛り込むべき事項が網羅されているか評価する。 ・ 過去の類似する他事例等を踏まえた提案である等、科学的根拠に基づいた提案であるかを評価する。 ・ 業務の骨子に記載した計画立案に際しての諸条件を十分に踏まえた内容となっているか（特に、植生や土壌への支障が少ない手法であるか）、実現可能性のある提案であるかを評価する。	10	40	
		評価	誘引の可能性検証及び誘引捕獲の有効性評価のためのモニタリングの実施方法	・ 尾瀬国立公園における誘引可能性や誘引捕獲の有効性を評価できるモニタリング体制や手法等の提案内容の妥当性や実現可能性を評価する。	10		
		ワーキンググループ	ワーキンググループの実施方法等	・ 尾瀬国立公園における誘引捕獲に関して、有効な助言を受けられる体制であるかを評価する。	10		
		ワーキンググループ	ワーキンググループの有識者	・ 尾瀬国立公園における誘引捕獲に関して、有用な助言を受けられる見込みのある検討委員で構成されているか等、候補者の妥当性を評価する	10		
業務全体の 実施フロー (様式 C)		業務遂行の確実性		業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10		
配置予定管理技術者 (様式 D-1)	技術力	専門技術者の経験等		予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	5	10	
	専任性	手持ち業務量		令和 8 年 8 月 1 日現在の手持ち業務量が 10 件以上を 0 点とする。	5		
業務従事者の配置、 役割分担等 (様式 D-2)		配置、役割分担等		業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	5		
業務の実績 (様式 E)		過去 5 年間に従事した国立公園におけるニホンジカ対策に係る業務及びニホンジカの誘引捕獲に係る業務の実績		業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	5		
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)		提案内容に対する価格の妥当性			5	10	
		積算内訳の妥当性			5		

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況（様式F）	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5		
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 （様式G）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和7年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第4項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点	5		
合計			100	

- 注）1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1／2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合
・秀	5点	×2	×3
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		